

昭和44年11月15日第3種郵便物認可 毎月1回25日発行1部200円

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

号外
2011・8・20

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

特集

青法協第62回定時総会 弁学合同部会第42回定時総会



熱心に話を聞く参加者 (6月25・26日、熊本)

E-mail bengaku@seihokyo.jp

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎第四二回定時総会

震災・原発問題、憲法課題や裁判員制度について 各公員が積極的に行動提起

青年法律家協会弁護士学者合同部会第四二回定時総会が、六月二五日・二六日、熊本市で開催された。参加者は、北海道から鹿児島まで二〇支部一〇八名。司法問題では裁判員裁判について活発な討議が行われ、憲法課題では、憲法や民主主義を守る各地の取り組みの報告やつくる会系の教科書採択に反対する行動提起がされた。

まず総会第一日目は、鳥海準議長のあいさつのもと、来賓の福田哲也全国青年司法書士協議会副会長、片山泰宏全国青年税理士連盟会長からあいさつを受けた。また、地元熊本支部の板井俊介支部長が歓迎のあいさつを行った。次に、松尾文彦事務局長より議案の提案・財政報告が行われ、司法改革問題の討議に移った。

一 司法改革問題について

最初に司法改革問題対策委員会委員の米倉勉

会員（東京）から裁判員制度に関する報告が行われた。米倉会員からは、最高裁の量刑調査を通じて、同制度において量刑の幅が広がっていること、重罰化の傾向が見られることが報告された。また、同制度において、無罪判決に対する検察官控訴の問題点が顕在化していることや、少年保護の趣旨を無視するような判決が出されたことも報告された。そして、これらの問題点をふまえて、制度見直しに向けた実務経験に基づく事例の集積が必要との指摘がなされた。

司法改革問題対策委員会委員長の立松彰会員

（千葉）からは、制度見直しに向けて日弁連の裁判員本部小委員会がまとめた提言について、主に運用改善にとどまるものであることが報告された。これに関連して、古殿宣敬会員（兵庫県）から、前記提言の内容が紹介され、法務省、検察庁は見直しについて消極的であり運動を盛り上げることが重要との指摘がなされた。

大野友也会員（鹿児島）からは、被告人のための改善なのか、裁判員のための改善なのかをはっきりさせて議論することが必要との指摘がなされた。

園田昭人会員（熊本）からは、最高裁も日弁連も被告人からのアンケートは実施しておらず、これが裁判員制度の本質を現していること、青法協は問題点を明示して対立軸を作る必要があるとの提起がなされた。



横山聡会員（東京）から、裁判員裁判により被告人の勾留期間が延びていると思われること、弁護人と協議して被告人に裁判員裁判を選択するか

否かの決定権が認められるべきであることが指摘された。
立松会員（千葉）から、死刑求刑事件において

被害者参加制度の問題点が顕在化していることも報告された。

二 憲法課題について

続いて、憲法課題の討議に移り、最初に憲法委員会事務局長の平松真二郎会員（東京）から、米国によるビンラディン容疑者殺害を受けて議長声明を発売したこと、ウイキリークスの公電公開、普天間基地の嘉手納統合案、日の丸・君が代訴訟の最高裁不当判決などの情勢報告がなされた。そして、九条改正をめぐる世論調査についての分析の必要性が提起された。

続いて、遠地靖志会員（大阪）から、大阪府議会で可決された君が代起立条例は思想・信条の自由に対する配慮がまったく欠落しているだけでなく、統一地方選挙でもまったく争点とされていなかっただなど手続面からしても民主主義に著し

発言する高橋右京会員（東京）

く反するものであり、自民党の議員ですら反対したことが報告された。

大野会員（鹿児島）からは、阿久根市の問題について、首長が法を無視するという事態は想定外で、そのような事態に対抗する法的手段が欠けていたこと、ポピュリズムに陥らずに竹原市政の暴走を市民の力で止めたことは高く評価しうることが報告された。

古殿宣敬会員（兵庫県）からは、議案書に記載されている中国、北朝鮮の動向については認識が誤っているのではないかと指摘がなされ、この指摘を受けて、鳥海議長より、普天間基地問題において米軍抑止論が展開されたことに対し、中国、北朝鮮の問題を正当化の理由にすることはできないという趣旨であるとの説明がなされた。

横山会員（東京）からは、憲法調査会や九六条改正の動きに注意が必要であること、議員定数削減の問題について学習を深める必要があること、教科書採択の時期が近づくので、つくる会系の教科書採択に反対する行動提起がなされた。

中島宏治会員（大阪）からは、アフガニスタンを題材にした憲法ミュージカルを企画していること、高橋右京会員（東京）からは、憲法フェスティバルが二五周年記念を迎えたことが報告され、震災下で困難な状況が続く中でこそ憲法を活かす必要があることが指摘された。

総会決議として、「公立学校における教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けを許容した最高裁の不当判決に抗議する決議(案)(別稿)を採択した。

三 震災問題について

震災問題では、まず松尾事務局長から被災地への義援金の送金、震災プロジェクトチームの立ち上げ、三青会での協議など、この間の取り組みについて報告がなされた。

そして、阿部潔会員(宮城県)から、被災地への援助に対する感謝が述べられるとともに、塩分と重油を含んだ津波による甚大な被害や沿岸部の深刻な衛生状態が報告された。また、戸籍謄本を取り寄せることができないといった実務上の困難も報告された。

古殿会員(兵庫県)からは、阪神大震災で生じた孤独死や二重ローン問題についての報告がなされ、地域の復興は街づくりと密接に関連することから十分な議論を尽くす必要性が指摘された。

続いて、岩淵正明会員(北陸)から、志賀原発運転差止訴訟の報告と、行政判断を追従してきた司法にも原発事故について重大な責任があること、原発事故について想定外の事が起きないということは誰も保証できない以上、その存在を認め

るべきでないこと、原発がなくても電力供給に支障はないことなどが指摘された。

吉川健司会員(北陸)からは、もんじゅ訴訟において、設置許可処分段階では基本設計しか安全審査がなされず、その範囲は行政が決定しているという実態や、安全審査が床ライナーに応力腐食が生ずることを見逃したのにもかわらず、司法は詳細設計の対象として審査対象外としたことなどが報告された。

続いて、米倉会員(東京)から、福島第一原発事故による放射線被曝は影響が計り知れない問題で、学校疎開を求める仮処分申請が提起されたことや、福島県に住む子どもたちに体調異変が生じているとの報道がなされていることなどが報告された。

河内謙策弁護士(東京)からは、原発の恐ろしさについて理解を深め、一刻も早く脱原発を実現しなければならぬこと、焦眉の課題である佐賀・玄海原発の運転再開を阻止し、国民投票による原発の廃止が訴えられた。

北村栄会員(あいち)からは、原発被害に襲われた福島県飯館村を克明に取材した書籍「までの力」が紹介された。また、三角恒会員(熊本)からは、健康調査実施の担保や具体的な記録を残す必要性が指摘され、森孝博会員(東京)からは、国が原爆被害を意図的に矮小化してきた経緯が報

告された。

吉田悌一郎会員(東京)からは、被災地での相談活動を通じて、いわき市では風評被害で仮設住宅の着工が進んでいないことや、家に戻れるのかどうかわからない状況が続くなかで住民が強い不安を感じていることが報告された。

松尾事務局長から「被災者の救援と生活再建を求め、真の復興をめざして(案)」福島第一原子力発電所事故に関し、放射線被曝の防止と適切な被害補償、そして脱原発政策への転換を求める決議(案)(別稿)の採択を求める提案があり、拍手をもって承認された。

四 修習生・法科大学院生・学生支援について

修習生などの支援に議題が移り、修習生委員会委員の津田二郎会員(東京)から修習生委員会の活動報告と新司法試験への一本化、予備試験の新設等の状況の変化をふまえた検討課題が提起された。また、二〇二二年六月九日〜一〇日の修習生委員会合宿の告知などもなされた。

佐野就平会員(京都)からは、七月三日、八月四日のフォーラムで山場を迎える給費制問題について、ピギナース・ネットへの支援の呼びかけがなされた。

遠地会員（大阪）からは、学生ゼミの実施や就職支援として事務所説明会などの活動、あいち支部の加藤悠史会員からは、若手会員の取り組みが活発化していることなどが報告された。

新六四期修習生会員からは、ビギナーズネットの取り組みを通じて会員となる修習生がいることが報告されるとともに、七月集会への援助の呼びかけがなされた。

そして、一日目の最後に熊本支部特別企画として、「ハンセン病問題〜歴史的熊本判決から一〇年、今直面する課題」(報告・国宗直子会員)、「公害の原点としての水俣病とノーモア・ミナマト国賠訴訟」(報告・園田昭人会員)が行われた(詳細は別掲)。

五 議案書の討議採択

青年法律家協会第六二回定時総会後、弁学会同部会の総会が再開し、議案書の採択が行われ、拍手で採択された。財政(決算・予算案)について、拍手によって承認された。総会までの間に発表された四つの議長声明は、いずれも一括で事後承認された(「東京電力」福島第一原発事故)に関する議長声明「今年度の司法試験受験受験を『三振制』から除外することを求める議長声明」「武力による制裁をきつかけとする暴力の連鎖を回避する

ことを求める議長声明」「職員に国歌の起立斉唱を義務付ける『大阪府の施設における国旗の掲揚及び職員による国歌の斉唱に関する条例』案の撤回を求める声明」(本紙No.四八四参照)。そして二〇一一年度の常任委員について、支部推薦者と本部推薦者並びに会計監査委員が選任された。

引き続き第一回拡大常任委員会が開かれ、役員人事について、原案通り承認された。議長の鳥海準会員(東京)、事務局長の松尾文彦会員(東京)が再任、新副議長に黒澤知弘会員(神奈川)が選任された。二〇一一年度の会議日程・開催地の確認が行われた。新旧役員のあいさつが、青年法律

青年法律家協会弁護士学者合同部会 2011年度役員人事

役職名	氏名	期	支部名
議長	鳥海 準	46期	東京(再)
	黒澤 知弘	58期	神奈川(新)
	中島 宏治	50期	大阪(再)
副議長	笹山 尚人	53期	東京(再)
	大山 勇一	53期	東京(再)
	町田 伸一	54期	東京(再)
事務局長	松尾 文彦	54期	東京(再)

2011年度の日程

【常任委員会】

- *第1回 2011年 6月26日(日) 熊本総会・第1回常任委員会
- *第2回 2011年 9月 2日(金)~3日(土) 青 森
- *第3回 2011年12月 2日(金)~3日(土) 水 戸
- *第4回 2012年 3月 2日(金)~3日(土) 岡 山

【第43回定時総会】

- *2012年6月30日(土)~7月1日(日) 沖 縄
- ※研究者の参加の便宜を考え、開催日を土・日に設定

家協会事務局長を退任する立松会員と、青法協事務局長に就任する上野格会員(東京)からなされた。

また、本総会を期に勇退される事務局の土居さんから「青法協は素晴らしい。現場から人権課題を発掘して取り上げていく。国の政策まで影響を与えている。素晴らしい活動をしている団体です。一つだけお願いがある。青法協というのは歴史、

経験を有する先輩の先生が山ほどいる。ぜひ、そういう先輩の先生方の志、経験を若い世代の会員は貪欲に吸収して、今の時代の要求にそった運動に昇華して発展させてほしい。それが青法協の運

動の原点だと思う。懇親会の場でも六三期、六四期は元氣だと思った。本当に長い間、どうもありがとうございました」と、あいさついただいた。

二日目の最後には、後藤道夫先生をお招きし、

記念講演「格差・貧困社会の打破と『三・二』と題し、ご講演いただいた。その後、閉会のあいさつが行われ、総会の全日程を終了した。

(文責 戸館圭之・森孝博)

青年法律家協会◎第六二回定時総会

給費制維持を求める活動への支援強化を

直面する課題に取り組みなかで青法協に結集

青年法律家協会第六二回定時総会が、六月二六日、熊本市で開催された。総会では、各期修習生部会の報告と法科大学院生部会の報告を受けた。また、「除名」(退会処分)等の規定を新設する規約改正を行った。

ない事実である。青法協として、必須の課題であり、私たちは総力をあげて、原発の問題に取り組んでいきたい」とあいさつがあった。

一 青法協議長あいさつ

開会冒頭、近藤真議長(岐阜)から、「憲法研究者として原発問題に二点だけ言及したい。一つは、原発がアメリカの核戦略体制を作り上げてきた面

があること。もう一つは、原子力損害賠償法について、原子力はまったく未完成な技術であり、製造物責任を負うことはできないとの趣旨で制定された。はじめから人の生命軽んじる姿勢が出発点であった。その意味で憲法二三条の人権に抵触する。憲法九条と憲法二三条に違反するのは紛れも

二 修習生各期会の報告

弁護士学者合同部会修習生委員会委員長の笹山尚人会員(東京)から、青年法律家協会は、各部会から構成され、規約上、各部会の連絡会議を行うことになっており、修習生委員会の合宿にお

いて連絡会議を行っていると説明があった。

新六四期修習生部会の会員から、この部会は、法科大学院生時代から活動したメンバーが中心で団結力が強いのが特徴、修習生の就職難が顕在化しており、年を追うごとに厳しさが増しているが格発表直後から事務所訪問・勉強会などを企画し、修習生委員会とも協力して就職情報をメーリングリストで情報提供しているが、就職が決まっていない人がまだ半数程度いることが報告された。また、大震災以後、七月集会自体の取りやめも検討したが、大震災をテーマに集会を行うことに決めたのは、多くの修習生が問題意識をもっていたことや、給費制維持の運動に取り組む中でビギナーズ・ネット（司法修習生の給費制維持を求める若手ネットワーク）で活躍していたメンバーがその後、青法協や七月集会でも精力的に活動していることが報告された。

新六三期修習生部会からは、七月集会と就職支援（人所支援）を主な活動とし、集合修習開始までにはほとんど全員の部会員が就職を決めていたことが報告された。今後の課題として、これまでは新修習と現行の修習が併存していたが、これからは新修習だけとなり、さらに前期修習がなく集まる機会がない中ででの支援が求められることを指摘した。

現行六四期からも、就職難について、ほとんど

の人は就職がかなり厳しいことが報告された。

現行六五期修習予定の方からは、七月から修習開始となるが、このままでは現行六五期は給費制度は維持されているが、同時に修習を行う新六五期からは貸与制となってしまう不公平な状況が生じてしまう。ビギナーズ・ネットへの支援を強く求めると呼びかけた。

法科大学院生部会からは、部会の発足の経緯として、なかなか人権課題に取り組み雰囲気になっていない、興味があっても言い出せない雰囲気になっていたが、同部会で一緒に人権問題を学べる場を作れたのは大きな意義があった。会員は全国にいたので、ぜひ法科大学院生部会の存在を多くの法科大学院生に知らせてほしいと訴えた。また、ビギナーズ・ネットの代表もしており、ぜひ多くの人に会員になってほしいので協力していただきたいと呼びかけた。続いて、主な活動として、総会兼学習会を行ったことや合格祝賀会をかねて合格者から勉強方法を聞く会を行ったこと、二〇一一年四月に、修習生と合同でJAL整理解雇事件についての学習会を行ったことが報告された。

三 規約改正・財政・人事の提案・採択

立松彰事務局長（千葉）から、「除名」（退会処

引き続き 東日本大震災義援金にご協力を

青年法律家協会弁護士学者合同部会

【振込先】

三菱東京UFJ銀行 四谷支店 普通99648
口座名義 カンパロ 青年法律家協会 松尾 文彦
(カンパグチ セイネンホウリツカキョウカイ マツオフミヒコ)

分)等の規定を新設する規約改正について、また財政や二〇二年度役員人事の説明がなされた。

規約改正は、三分の二以上の多数をもって採択され、財政・人事については、拍手をもって承認された。議長に近藤真会員（岐阜）が再任し、事務局長に上野格会員（東京）が新たに選任された。（文責 戸箇圭之）

青年法律家協会規約の改正

青年法律家協会は、次のとおり規約を改正する。

〈規約改正〉

青年法律家協会規約第5条の2として以下の条文を新設する。

第5条の2 下記の会員については、議長の発議に基づく総会の承認により、退会処分とし、また、退会勧告をすることができる。但し、同承認は出席会員の3分の2以上の賛成をもってする。

- 1、本規約に違反した者
- 2、協会の目的に反する行為をした者
- 3、協会の名誉を毀損する重大な非行をした者
- 4、第17条の会費の未納額が3年分を超え、かつ支払う見込みのない者

2 議長は会員資格調査委員会を設置し、会員の資格に関する調査審議を委嘱する。

3 会員資格調査委員会は、会員の資格に関し調査審議した結果を議長に報告する。委員会の構成および手続については、別に定める規程による。

〈提案理由〉

青年法律家協会弁護士学者合同部会創立40周年を迎え、規約を参照したところ、当会会員に不行跡・非行があり、そのために当会の名誉が侵害されるような場合に、当会として、どのような措置を執りうるかについて、他の法律家団体には、会員資格を喪失させる措置を規約に明記する場合があるが、当会規約にはこうした明文はないことが明らかになった。全国の会員は当会の目的実現のために真摯に活動しているが、場合によっては、上記のような名誉侵害に対処せざるを得ない場面もないとはいえない。このような場合、規約に明文がないからといって、直ちに「除名」(退会処分)などの処分が執りえないわけではない。団体には当然に自律的規律・自浄能力があるからである。しかし、運用基準を明確にするために、当会規約に「除名」(退会処分)規定を新設することとした。

2011年6月26日

青年法律家協会第62回定時総会

熊本支部企画

歴史的熊本判決から一〇年、 今直面する課題

——ハンセン病問題についての報告

熊本 国宗 直子

1 熊本判決まで

日本のハンセン病に関する強制隔離政策は、一九〇七年から始まった。それは、戦争政策の中で強化され、戦後に日本国憲法が施行されても見直されることなく、一九九六年に「らい予防法」が廃止されるまで、約九〇年間も続いた。

その間、ハンセン病に対する「恐い」というイメージは国民の意識の中に深く刻み込まれた。

一九九八年、病気が治ってもなお、差別や偏見にさらされている熊本県と鹿児島県の療養所の入所者が裁判に立ち上がった。この裁判はその後東

京、岡山にも広がった。審理はスピーディに進められ、二〇〇一年五月二日に熊本地裁で歴史的な判決がくだされた。

2 熊本判決と控訴断念

熊本判決は、ハンセン病療養所の入所者・退所者が被った人生被害について、厚生大臣が取り続けた隔離措置は遅くとも一九六〇年の時点ですでに違憲・違法であり、さらに隔離規定を改廃しなかった国会議員の立法不作為も、遅くとも一九六五年以降は違憲・違法であると断じた。

私たちは、ただちに控訴断念を求める運動を展

開した。すでにこの年の四月に「ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会」が超党派で発足していた。国会議員の間でこの問題を解決しようという機運は盛り上がっていた。国会も立法不作為を突きつけられていた。国会が控訴しないという結論を出すことは大いにあり得た。マスコミは連日この問題を報道した。政府は控訴した上で和解という道を選ぶだろうというのがその主調だった。

私たちは、全国の療養所で「この判決を守るために立ち上がる」と呼びかけた。すでに判決のときまでに全国の原告数は八〇〇名を超えていた。五月二日、全国でさらに九〇〇名を超える人たちが新たに提訴した。原告数は一八〇〇名に及ぼうという勢いになった。

そして五月三日、当時の小泉首相は、原告らの代表と面談した後、控訴しないことを表明した。熊本判決は確定した。

3 求めていたもの

熊本判決の確定により、賠償問題は解決のめどはついた。しかし、もともと原告団が求めていたものは賠償だけではなかった。訴訟を進めるなかで原告団が確定した要求項目は、①謝罪、②賠償（訴訟ではこれのみが解決）、③恒久対策、④真相

究明の四点だった。九〇年におよぶ隔離政策の負の遺産を清算するためには、私たちはさらに前へ進まなければならない。しかも、すでに被害者は高齢化しており時間は限られていた。

4 1990年の成果

この一〇年間の取り組みをすべて紹介するには紙面が足りない。簡単にまとめる。

① 判決対象原告以外の原告については和解のルールが確定した。まず、入所者・退所者についての和解、のちには非入所者・遺族についても和解が可能となった。司法救済のシステムが確立されたのである。ハンセン病補償法という新しい法律によりすべての被害者を救済する法制度もできた。

② 総理大臣の談話、厚生労働大臣の謝罪、それらの全国紙謝罪広告掲載により謝罪を実現した。

③ 検証会議による真相究明とその後の再発防止対策に道筋をつけた。

④ 厚生労働省との協議（二年目から年に一回と定期化された）により、入所者の在園保障、退所者の生活保障等恒久対策の実現など、大きな成果を収めた。

⑤ 韓国、台湾等の旧植民地における強制隔離政策の被害者に対しても補償の道を開いた。

⑥ 厚生労働省との協議の成果を法制化し、療養所の将来構想を可能にするための新しい法制度（ハンセン病問題基本法）の制定を勝ち取った。これについては、以下、少し丁寧に説明する。

5 療養所の将来構想

療養所の入所者の数は年々減少している。それに伴い職員数も減少している。しかし、実際には高齢化した入所者の医療や介護の必要は増大している。これまで療養所の中で元気に生活していた人たちが、自分で動くことが困難になり、寝たきりになる人も増えている。この先、医療・介護・生活がどうなっていくのか、入所者の不安は増大している。厚生大臣は二〇〇一年に、「最後の一人まで面倒をみます」と約束した。ところが将来に希望の持てない入所者は、「最後の一人になりたくない。その前に死にたい」と言う。私たちは療養所内に別の医療・福祉施設を誘致して、入所者が社会とのつながりを持ちながら、医療や介護を確保する道を模索している。しかし厚生労働省はこれにまったく手をつけない。「立ち枯れ政策」を狙っている。別施設の誘致についても法律上（らい予防法廃止法）無理だと断言した。

とき、議員立法でハンセン病問題基本法が成立した。将来構想は法的に可能になった。しかし、それでも厚生労働省は動かない。いま、全国の療養所自治会と所在自治体では、それぞれの療養所の将来構想の策定とその実現のための努力が続いている。また療養所の労働者の労働組合と一緒に職員を削減させない運動も展開している。各療養所を取り巻く市民の間では、ボランティアガイドなど、療養所と社会をつなぐ取り組みが展開されている。

6 菊池医療刑務所の問題

熊本の菊池恵楓園でも二〇〇九年に地元の合志市と入所者自治会を中心にした取り組みで「菊池恵楓園の将来構想」が策定された。

この中で、菊池医療刑務所を人権擁護の施設にすることが謳われている。

菊池医療刑務所は、全国唯一のハンセン病患者専用の隔離刑務所だった。一九九七年に閉鎖されたまま放置されている。基本法では療養所の歴史的建造物の保存が規定されているが、ここが厚生労働省ではなく法務省の管轄にあったため、厚生労働省の議論から外されている。現在は財務省の管理財産となっており、公売に付されようとしている。しかもこの刑務所には特別法廷がもうけられ、ハ

ンセン病患者の刑事事件はここで審理・判決された。ハンセン病患者には、裁判所で公開の裁判を受ける権利すら否定されていた。しかも、この法廷で無実のまま死刑判決を受け、死刑が執行された人までいる(菊池事件)。厚生行政だけではなく、法務省も裁判所も、隔離政策に追随していたという事実は、私たち法律家にとっても重大である。菊池恵楓園では、刑務所跡地と建物を保存

し、人権擁護のための施設にすることを求めて、署名活動などの運動を展開している。是非この問題について法律家のみなさんが高い関心を持ってくださるようお願いしたい。

7 まとめ

ハンセン病訴訟は政策形成訴訟のはしりであ

る。しかもその政策形成過程に弁護士集団が深く関わってきた。このあと、いくつもの政策形成訴訟が起こり、現在も数々の取り組みが進んできている。弁護士の仕事は訴訟で終わらない。新しい形の取り組みが、今後の若い法律家の参考になればと思う。

ノーモア・ミナマタ訴訟の和解の 成果及び今後の活動

熊本 園田 昭人

今後の活動などにつき述べたいと思います。

2 経過

ノーモア・ミナマタ訴訟は、熊本・近畿・東京の各訴訟が二〇一一年三月二十八日までに和解が成立し、五年半にわたる裁判はすべて終了しました。長年にわたってご理解、ご支援をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

一陣の五〇名が提訴したのが、二〇〇五年一月三日でした。水俣病関西訴訟最高裁判決(二〇〇四年一月二十五日)にもかかわらず、チッソ、国、熊本県は未救済被害者に対し責任を取ろうとしなかったことから、提訴を決断したのでした。

ノーモア・ミナマタ訴訟は、「すべての水俣病被

1 はじめに

六月に熊本市で行われた総会において、報告

の機会をいただきありがとうございました。その際、水俣病の歴史から得られる教訓について、福島第一原発事故との関係で少し発言しました。ここでは、ノーモア・ミナマタ訴訟の経過と成果、

害者の救済」を掲げ、裁判上の和解手続きを活用して大量・迅速な救済を目指すものでした。多数の被害者が高齢になっており、裁判が長期化し墓に布団を掛けるような不合理な結果になってはならないと考えたからです。その実現のための戦略として、幅広い世論の支持の獲得、大量提訴、医師団の診断の正しさを証明を柱に据えました。

「当初のころは、「水俣病問題は解決済み」という世論でした。そこで、水俣市から北海道まで全国縦断キャラバンを約二カ月にわたって行いました。また、環境大臣交渉、国会議員要請、各地で多くの街頭宣伝活動を行いました。

そして、医師団の協力のもと被害者の掘り起こしを行いました。約一〇〇〇名が受診した不知火海大検診も実現しました。熊本地裁、大阪地裁、東京地裁へ次々に追加提訴を行い、約三〇〇〇名という大原告団となりました。

二〇〇六年一月、原田正純医師、藤野礼医師、高岡滋医師が中心となり、「共通診断書」を提案しました。これまで研究成果と裁判例に基づき、大量・迅速な被害者救済を図る目的で、作成されたものです。裁判では、共通診断書による診断の正しさを立証することを最大の目標に掲げ、高岡滋医師の七回にわたる証人尋問で、大きな成果を

得ました。

この間、一陣提訴時の小池百合子環境大臣の和解拒否発言、被告らの裁判引き延ばし、チソンの消滅時効の主張、チソン分社化を認める特措法の成立など、何度も困難に直面しましたが、支援の皆様の支えと一枚岩の団結で、水俣病裁判史上はじめて国が参加した裁判上の和解が実現しました。

3 成果

①四肢末梢性のみならず全身性の感覚障害などを救済対象として救済要件を拡大したこと、②救済要件の判定機関として被害者側・加害者側の医師を同数含む「第三者委員会」方式を実現したこと、③医師団による共通診断書を公的診断と対等の判断資料とさせたこと、④その結果として、三〇〇〇名に迫る大原告団の九割を超える救済率での大量救済を五年半で勝ち取ったこと、⑤天草をはじめ従来「対象地域外」とされてきた地域でも、対象地域の拡大や立証の努力によって相当の救済率を実現したこと、⑥水俣病のたたかいの歴史上初めて一九六九(昭和四四)年以降の出生者からも救済対象者を出したこと、は高く評価できると考

えています。

私たちのたたかいが、訴訟外の被害者のたたかいと結びつき、特措法上の救済制度を新設させ、その救済水準を引き上げ、未救済被害者を励まし四万人以上が申請を決議するに至りました。

4 今後の活動

公式確認から五五年経過した水俣病問題は、私たちに多くの教訓を語りかけます。行政が定めた安全基準を過信すべきではないこと、初期の対策が極めて重要であること、被害をありのままに見るべきで矮小化すべきでないこと、政策の推進と規制は権限を分離すべきであること、被害実態調査は全般的、継続的であるべきことなどです。福島第一原発事故への政府・東電の対応をみると、水俣病の教訓が生かされていないことを改めて痛感させられます。

水俣病の教訓が生かされ、二度と水俣病のような悲惨な被害を生じさせないよう、「すべての水俣病被害者の救済」を目指し、活動を続けていかなければならないと考えます。「公害は被害にはじまり被害に終わる」のであり、被害者がいる限り、水俣病被害者のたたかいは続きます。

被災者の救援と生活再建を求め、真の復興をめざして

本年(二〇一二年)三月一日に発生した東日本大震災から三カ月余が経過した。震災による死者一万五〇〇〇人余、行方不明者七〇〇〇人余、避難者九万人余(六月二〇日現在)、福島第一原発の苛酷事故は被災地のみならず各地に放射能禍の恐怖をもたらしている。

国難ともいわれる大災害からの被災者の救済、生活再建と被災地の復興は全国的課題である。

1 長期にわたる救援、生活再建、復興は公の責任で

東日本大震災は多くの人的被害をもたらすとともに、経済的被害は一六〇二五兆円にのぼるともいわれる。その災害の規模は文字通り未曾有のものであり、環境省の推計によれば岩手・宮城・福島三県の震災によるがれきの除去だけを取り上げても、本年(二〇一二年)五月中旬現在で、仮置き場へ搬入できたのは一五%、仮置き場への移動完了は二〇一二年三月末、最終処分完了は二〇一四年三月末とされている(同省工程表)。

被災者の救援と生活再建、震災からの復興のためには長期的視野に立った公の総力をあげた取り組みが必要であり、国がその要となるべきである。

2 被災者の救援と生活再建を基本に

国の取り組みの基本となるのは憲法である。とりわけ憲法二三条(幸福追求権)と憲法二五条(生存権)の立場からすれば、一人ひとりの被災者の救援と生活再建が復興の基礎におかれるべきである。

(1) 居住環境の改善

被災者の救援と生活再建のうえで重要な位置を占めるのが住環境である。

① 仮設住宅の建設が急務

今回の大震災(福島第一原発事故を含む)による避難者の避難先は全国におよぶ。避難所での生活は緊急・例外的なものであり、仮設住宅などでの生活への移行が速やかに進められるべきである。

仮設住宅は本年六月八日現在、着工確定戸数四万七五四戸のうち、二万七三二六戸の完成である(国土交通省)。しかし、自治体やその職員が被災したために行政が機能まひに陥っていたり、津波対策を念頭におけば住宅建設に適した土地がかぎられていたり、建築資材が不足したりなどの種々の要因によって建設は思うように進んでいない。希望者全員が入ることができる仮設住宅の建設が急務である。

また仮設住宅が完成しても、避難所から仮設住宅に移ると災害救助法の保護を外れ、食費などを自己負担しなければならなくなったり、自炊をしなければならなくなったりするとの不安をもち、移転を躊躇する被災者も少なくないと伝えられる。

しかし、仮設住宅では食事などは自己負担となるというのは、災害救助法の規定ではなく現行の運用に過ぎない。むしろ、同法の精神からすれば、国の責任で仮設住宅の建設がなされるとともに、国費による食事補助などが検討されるべきである。

なお、被災者の当面の住宅を確保する

うえて公的住宅の果たす役割は大きい。国は建て替え予定となっている住宅の空室を含めて調査し、活用すべきである。また、UR賃貸住宅については提供可能な空室情報が表示されているものの、この中には、既存賃貸住宅を一〇年間で八万個削減する「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」の対象となり現在空き家となっている住宅が含まれていない。「再編」を取りやめれば多数の活用が可能である。正確な情報の提供と空き室の活用を求める。

② 避難生活の改善

仮設住宅への移転が進まないもど、少なくない被災者が避難所での生活を余儀なくされており、その生活の改善も重要課題である。

被災三県(宮城・岩手・福島)では、被災者への食事や避難所の生活を改善するために災害救助法の特別基準を設置し、食費を従前の一人一日一〇〇円以内を二五〇〇円以内に、避難所設置経費を一人一日三〇〇円から一〇〇〇円にそれぞれ引き上げたが、二次災害の防止のために、引き続き改善が必要である。いまだに三度の食事を摂ることができない避難所が残されており、さらに、厚生労働省では、避難所扱

の公営住宅などでも災害救助法により食事を出すことができるとしているにも関わらず、実際には食事の提供が行われていないとの指摘もある。

さらに、在宅被災者が支援から取り残されている。このような状況のもとで被災者の健康への不安も大きい。

国が避難者の実状を迅速かつ的確に把握し、生活状況の改善を実現することを求める。

(2) 災害救助法などの最大限活用と必要な法改正の実現

未曾有の災害に対処するためには、まず、災害救助法などを最大限に活用するとともに、既存の法律の枠組みの中では対処できない場合には、積極的に必要な法改正を行うことを含め、国の責任による生活再建と復興が求められている。

災害救助法は「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」(三三一条一項七号)を謳い、同条二項は「救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる」と定めているが、この条文は現在運用されていない。条文

に反した運用は改めて同法を最大限活用し、積極的に金銭支給がなされるべきである。

この点を含め、災害救助法が最大限活用されるべきである。しかし、災害救助法三六条三号は国の負担を一〇〇分の九〇までと定めており(同法三六条三号)、残りは自治体負担となることから、同法の積極的活用が自治体の負担を増大させることとなっては本末転倒である。この機会に、国が一〇〇分の一〇〇を負担することが可能となるよう同条項を改正することを求める。

また、被災者個人の生活再建という点では、被災者生活再建支援法改正が実現しているが、その支援額は住居が全壊の場合でも三〇〇万円にとどまる。金額の引き上げとともに、一部損壊や液状化などによる被害についても適用できるよう対象を拡大することが必要である。

(3) 民主主義と住民自治を復興の基礎に

被災地の復興を進めるうえでも基礎となるのは被災者一人ひとりの生活再建であり事業の再建である。これをこそ最優先にしなければならぬ。

そのためにも復興計画は、上からのプランを押しつけるというものであってはならず、それぞれの被災地の歴史と伝統、住民の意思

に基づき、民主主義と住民自治の精神に立つて行われなければならない。

しかし、いわゆる「規制緩和」「構造改革」の名の下に第一次産業への民間企業の参入による「復興」を唱える向きもあり、例えば、宮城県による「水産業復興特区」構想には「民間企業は利潤追求が第一義で、これに合わなければ撤退し、地域に荒廃と崩壊が残される。われわれは企業に隷属するつもりはない」(宮城県漁協)などの批判の声があがっている。復興には大局的・長期的な視野に立つことが必要である。かつ、とりわけ第一次産業は代々にわたって漁場や田畑などを守ってきた地元の人々によって支えられてきたものであり、こうした人々の生活と事業の再建を基礎にすることが復興には不可欠である。これらは民間企業の利潤追求至上主義は真の復興とは相容れない。復興のあり方は東北の第一次産業の存亡に関わる問題である。

被災者救援・復興の事業の中で、自治体職員の人手不足や公的医療・介護のネットワークの必要性が指摘されている。このことは、これまで「構造改革」などの名のもとで進められてきた公務員リストラや公的医療機関等の統廃合などが住民の福祉に逆行するものであることを改めて明らかにするもので

ある。「道州制」など「構造改革」路線は真の復興にそぐわない。

(4) ローン負担の解消を

住宅ローンを組んでいたが対象となる住宅を失った被災者や、借入金で導入した事業用設備(店舗、工場、船舶など)を失った事業者は数多い。既存の借入れがこれら被災者の生活と事業の再建の障害とならないような措置が必要である。

現在、このためのさまざまな方法が議論されているが、既存の借入れの負担を取り除くことの必要性は明らかであり、国の責任による措置を求める。

(5) 雇用の確保も国の責任で

雇用対策も重要である。震災により事業の基盤を失った事業者は多く、これらは、震災関連倒産百数十社、震災を理由とした解雇・雇止めという形で全国的にも影響を与えている。他方、被災者が自身の仕事を本格的に再開することができるようになるまでの生活の支えとしての雇用対策も必要である。

雇用保険の失業給付や雇用調整金の拡充、さらには、被災地での復興の活動が雇用の創出につながるような国のイニシアチブの發揮を求める。

3 震災対策の名による消費税増税に反対する

震災復興財源として消費税増税が唱えられている。

しかし、消費税のもつ逆進性は、とりわけ経済的に窮地に立っている被災者にとって大きな負担をもたらし、国民の生活を直撃する。このことは消費を冷え込ませ、復興にも逆行することになる。消費税増税は許されない。軍事費や無駄で有害な公共事業予算、政党助成金などこそ復興財源に回すべきである。

また、近年増え続けている大企業の内部留保も、人減らし「合理化」などの国民犠牲のうねに成り立っているものであり、この機会に、復興財源のための国債買い取りや雇用の維持・拡大などのために活用されるべきである。

避難を余儀なくされた被災者は全国に存在する。青年法律家協会弁護士学者合同部会は各地で被災者の声に耳を傾け、その生活再建と真の復興のために力を尽くすことを宣言する。

右決議する。

二〇一一年六月二五日

福島第一原子力発電所事故に関し、放射線被曝の防止と適切な被害補償、そして脱原発政策への転換を求める決議

1 事故の経過

本年(二〇一一年)三月一日に発生した東日本大地震とこれに伴う津波によって、東京電力の福島第一原子力発電所において重大な事故が発生した。この事故により、原子炉の冷却材の喪失ないし外部電源の完全喪失によって、一号機から三号機までの原子炉の冷却が不可能となり、炉心が露出し、事故発生後数時間の時点で炉心溶融(メルトダウン)という深刻な事態が生じたことが明らかになっている。これらの事態によって、各原子炉压力容器が損傷したと考えられるが、いまだに压力容器や原子炉格納容器がどの程度損傷したのかすら解明されていない。さらに、各原子炉内の圧力が異常に上昇したため、ベント(排気)を行わざるを得ず、大量の放射性物質が大気中に放出された。さらには、水素爆発の発生によって原子炉建屋が破壊され、二号機においては格納容器下部の圧力抑制室が破損した。これらの破損により

大量の汚染水が流出し、海水を汚染している。

これらの事態によって、一〜三号機から外部に放出された放射性物質の総量は、七十七万テラベクレルにおよぶ(六月六日原子力安全・保安院発表)。これはまさに苛酷事故(シビア・アクシデント)というべき状況であり、チェルノブイリ事故に匹敵する「レベル七」という認定がなされている。

この事故に対して、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、本年(二〇一一年)五月一八日に議長声明を発し、東京電力や政府による「安全神話」が誤りであり、この事故が不可抗力による天災ではなく「人災」であることを指摘したうえで、継続する危機的な事態の改善と放射能漏出の阻止に全力を尽くすことに加えて、以下の施策を求めたところである。

- (1) 放射線量の測定値をはじめとする情報の完全な開示
- (2) 危険な原発の速やかな停止

2 被曝被害の拡大を防止すること

上記のとおり、この事故によって大気中に流出した膨大な量の放射性物質は、周辺地域に降下し、今後も長期にわたって放射線を出し続ける。空气中や地表に堆積した放射性物質による外部被曝と、呼吸や経口摂取によって体内に取り込まれた放射性物質が発する放射線による内部被曝のために、今後さまざまな放射線障害による被害が生じることが懸念されている。

人体に生じる放射線障害には、一度にある程度以上の放射線を浴びた場合の急性障害と、将来的に一定の確率で癌や遺伝的影響を生じさせる晩発性障害がある。原発内で作業に当たる労働者をはじめ、急性障害に対する対策が重要であることはもとよりであるが、晩発性障害(確率的障害)についても、これまでの被曝線量と今後の被曝線量の如何により、被害の発生が懸念されている。また、内部被曝の危険性については、その影響の大きさが指摘されているが、その測定方法が確立されていないことや、解明されていない部分が残

- (3) 周辺住民の被曝の回避
- (4) 緊急対応に従事する労働者の安全衛生の確保
- (5) 事故調査の実施
- (6) 被害の弁償

されているため、不当に軽視されてきた経緯もある。こうした被害を含めて、今後適切な避難政策と被曝防止の措置がとられなければならない。

そのために、まず第一に、累積される放射線量を適切に測定・予測して、健康上の被害を生じる可能性のある地域に居住する住民を速やかに避難させることにより、その健康と社会的・経済的生活を保護する政策の実施が必要である。長期におよぶことが予想される避難生活には、避難所の設置だけでは不十分である。家族としての生活を営みながら、通勤・通学を継続できるような住宅環境を確保し、避難によって収入を失う場合の補償を含めた救済が伴わなければならない。

上記の避難区域に関し、政府は年間二〇ミリシーベルトというを基準にして、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域を設定している。しかしICRP（国際放射線防護委員会）は、事故や核テロなどの非常事態における基準を年間二〇〜一〇〇ミリシーベルト、事故後の回復や復旧の時期などについては年間一〜二〇ミリシーベルトとしており、回復期ないし復旧期にあたる今後について、ICRP基準の最大値（非常事態時の最低値）を適用することが、被曝による被害を防止するために適切なのかどうか、その根拠が十分に示されているとは言い難い。より厳密な検討と、実証的な放射線量予測に基づき、きめ細かで安全

な避難区域の設定が求められている。

またこの点で、放射線の感受性は成人と子どもで大きく異なり、細胞が未分化で細胞分裂が盛んな時期にある胎児や子どもは、それだけ放射線障害が深刻なものとなることへの配慮が必要である。この点でも、小中学校の屋外活動を制限する限界放射線量をどのように設定すべきかについては、年間二〇ミリシーベルトという緊急時における大人の基準を適用することには大きな問題がある。

第二に、そのためにも、放射性物質の種類や放射線量の測定データなどの、完全かつリアルタイムの公表が何よりも必要である。そして、食品による内部被曝を防止するために、農産物や水産物、畜産物などについて合理的で確実な出荷制限の基準を設け、実施することが必要である。また、これらの確実な実施によって消費者の信頼を得ることが、風評被害を抑制することにもつながる。

そして第三に、すでに発生した事故直後の数日間における大量の被曝や、今後の長期的な低線量被曝による放射線の影響を考えるならば、周辺地域の住民について、行動記録や被曝線量などのデータを保存しておくことが必要である。事柄の性質上プライバシーに配慮する必要があるが、継続的な調査と記録が将来における被害補償のために必要となる事態が想定されるのである。

3 被害補償

このような避難のための措置を含めて、さまざまな場面で莫大な損害の発生が避けられない。東京電力は、事故を起こした事業者としてこれらを十分に賠償する義務を負っている。そして国は、原子力政策を推進してきたものとして、東京電力が負担しきれない場合の賠償義務を負うべきである。

東京電力の負うべき責任の範囲に関し、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償紛争審査会は、適正かつ迅速な損害賠償を実現するために指針を策定するものとされている。すでに審査会は一次・二次の指針を公表しているところであるが、適正な損害賠償を実現するためには、被害の実情を正しく把握したうえで、個別事情に応じた適切な賠償を行うこと、被害者の側に過度な立証責任を負わせないこと、そして、迅速な救済が必要であることを重視して、早急に指針の全体を示すことが求められている。

今後、東京電力の賠償能力が問題となる段階に至ることが予想されるが、電力料金の値上げによる対応は結局国民の負担を増すだけであるし、国による肩代わりも国民の税金負担での支払いを意味する。そうした安易な対応をとることなく、まず銀行などの東京電力の債権者の債権放棄、株

式の消却等を経てから、やむを得ない場合にのみ国による肩代わりを行うべきである。原発という高リスク事業に対して拠出をした以上、そのリスクが現実化したときには、拠出に応じた責任を負うことは避けられないというべきである。

4 脱原発への政策転換を

上記のとおり、福島第一原発における重大な事態により、「安全神話」は虚構であることが証明され、今日の原発には致命的な危険が内包されていることが明らかになった。もし、原発事業者が「想定」する程度を超える地震や事件が起きれば、たちどころに深刻かつ甚大な放射能汚染が生じる事態に至る。日本列島は現在も地震活動期にあるとされており、今後も大地震と津波の危険が予想

されているのである。

このような状況の下で、私たちは、原子力発電というシステムが抱えている危険性を直視する必要がある。原子力発電は、有害な放射能を閉じこめながら、高度な技術を要する核分裂反応を冷却装置によって永続的に制御し続け、高温・高圧・高速度の水蒸気を用いて蒸気タービンを運転するという、不安定な装置である。そして、万一このシステムに事故が起きると、原子炉がコントロール不能の事態に至るおそれがあり、その場合に発生する広範囲にわたる放射能汚染は、際限のないほど大規模な被害を環境と人間に与える。

このような、万一の場合にあまりにも巨大なリスクを持つシステムを運用することは、政策的にも誤った選択であると評価せざるを得ない。他方

で、他に代替可能な発電の手段が開発されているのであって、放射能という巨大なリスクを持つ発電方法は人間にとって不可欠な技術とは言えない。私たちは、これまでのエネルギー政策を根本的に見直し、原発によらない電力供給体制を確立すべきである。今回の事故を「特殊な事態」として過小に評価することなく根本的な政策の見直しを行い、必要な処置を躊躇なく断行する覚悟が、政府に対して、今厳しく問われていることを指摘したい。

二〇一二年六月二十五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四二回 定 時 総 会

公立学校における教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けを許容した最高裁の不当判決に抗議する決議

1 二〇〇三年一月三日、東京都教育委員会
は、卒業式等において教職員らに「国旗に向かつて起立し、国歌を斉唱すること」を懲戒処分
によって強制する通達を発出した。その後、国

歌の起立斉唱の義務付けは、憲法一九条に違反し、通達及び職務命令による教育内容への介入は教育基本法が禁じる「不当な支配」に該当するとして、延べ八〇〇名を超える教職員が原告

となり二〇を超える訴訟が提起されてきた。

これらの一〇・二三通達をめぐる訴訟のうち、卒業式等において国歌斉唱時に起立斉唱しなかったことを理由として退職後の嘱託採用が拒否された教職員が起こした訴訟について、二〇一一年五月三〇日の第二小法廷判決及び六月六日の第一小法廷判決が言い渡された。また、六月一四日には、第三小法廷において起立斉唱しなかったことを理由としてなされた懲戒処分の取

り消しを求める訴訟について判決が言い渡された。

判決の結論は、いずれも教職員に対する国歌の起立斉唱の義務付けは憲法一九条に違反しないとするものである。

こうした流れの中で、大阪府議会での大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例のように、国歌の起立斉唱を義務付ける新たな動きも生まれているが、一連の最高裁判決における思想・良心の自由に対する制約の合憲性判断、必要性・合理性をもつて足りるとした判断は、精神的自由の制約に対する合憲性判断基準としてきわめて問題があり、また、「国家シンボルの強制」という紛争の本質からあえて目をそらしたものであり、国歌の起立斉唱義務付けを正当化する先例たりえないものである。

2(1) 今回裁判決では、国歌の起立斉唱の義務付けが思想・良心の自由に対する直接的な制約にはあたらないとの判断が示されているが、これは、国歌の起立斉唱の義務付けをめぐる紛争の本質が、公権力による「国家シンボルの強制」であることからあえて目をそらし、問題を公務員の法令順守義務に矮小化した判断であって、司法による紛争の解決を放棄

したものと云わざるを得ない。

すなわち、国歌斉唱時の起立の義務付けは、「国歌」が斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をとることを強制するものであって、これは「国歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ個人を統合することを強制することにほかならない。そして、公権力が、国家シンボルに対して特定の行為(態度)をとることを強制することは、まさしく国家を自己目的化して個人の尊厳を否定することになり、個人の尊厳あるいは法の支配といった日本国憲法の諸原則と鋭く対立することは明らかである。にもかかわらず、一連の最高裁判決は、紛争の本質を「国家シンボルとどう向き合うか」と捉えず、公務員が「起立斉唱命令を遵守する必要があるか」に矮小化して憲法一九条に違反しないとの結論先にありきの判断を示したにすぎない。

(2) また、今回の一連の最高裁判決は、思想・良心の自由に対する制約に対して「厳格な基準」を用いることなく、合理性の基準によって合憲性判断をしている点でも、最高裁は人権の砦としての役割を放棄したものと指摘せざるを得ない。

すなわち、判決では、国歌の起立斉唱の義務付けについて「式典における慣例上の儀礼

的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱行為を求める」ものに過ぎず、「地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図る」ためのものであるとして憲法一九条に違反するものではないと結論付けている。

しかし、思想・良心の自由という精神的自由の原理的規定の制約に関して「合理性の基準」に従って合憲性判断をするならば、少数者の権利が擁護されることにはなりえず、人権保障は画餅に帰することになることは明らかである。

(3) なお、一連の判決の多数意見からは、すべての都立学校で、すべての教職員に対して起立斉唱(ピアノ伴奏)を命じる職務命令を発令する必要性・合理性の存否が検討されたことすら判決文からうかがうことはできない。

唯一、「本件通達は、式典の円滑な進行を図るという価値中立的な意図で発せられたものではなく、歴史観等に対する強い否定的評価を背景に、不利益処分をもってその歴史観等に反する行為を強制することにある」(六月六日第二小法廷判決の宮川光治裁判官の反対意見)という実態を踏まえた判断が示されたほかは、「生徒の模範となるべき教員」(五

月三〇日判決の竹内行夫裁判官の補足意見)、「高校生徒に対していわば率先垂範的立場にある教員」(五月三〇日判決の須藤正彦裁判官の補足意見)といった偏見に基づいて、すべての公立学校ですべての教職員に起立斉唱を義務付ける必要があったか否かという紛争の實質に目を向けず、問題を公務員の法令順守義務に矮小化して、合憲との判断を導いたものと指摘せざるを得ない。

3(1) ところで、一連の最高裁判決では、懲戒処分
分の裁量判断の適否は判断対象となっており、これらの判決を懲戒処分の裁量判断の適否についての先例としてはならない。

このことは、「職務命令違反を理由とする不利益処分にかかる裁量論の領域で、……不利益処分を行うこととその程度は行き過ぎではないか」といった点を考慮した上で、当該処分の適法性を基礎付ける必要性、合理性を欠くがゆえに、当該処分が裁量の範囲を逸脱するとして違法となるということはあり得る(五月三〇日判決の須藤正彦裁判官の補足意見)、あるいは、「その命令が憲法に違反するとまでは言えないとしても、その命令の不履行に対して不利益処分を科すに当たっては慎重な衡量が求められるというべきである。

……当該不利益処分を科すことが裁量権の逸脱又は濫用に該当する場合があります」というべきである(六月四日判決の岡部喜代子裁判官の補足意見)として確認されているところである。

したがって、一連の最高裁判決をもってしても、職務命令違反だけを理由とする懲戒処分を直ちに容認することはできない。

(2) また、「上告人らは、教職員であつて、法令やそれに基づく職務命令に従つて学校行事を含む教育活動に従事する義務を負っている者であることが、こうした制約を正当化しうる重要な要素になっている……児童・生徒に対し、不利益処分の制裁をもつて起立斉唱行為を強制する場合は、憲法上の評価において基本的に異なると考えられる(六月六日判決の金築誠志裁判官の補足意見)と述べられているとおり、一連の最高裁判決においては、いずれも起立斉唱命令について地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を前提として、公務員の法令順守義務を重視して「必要性・合理性」を肯定する判断がなされていることに留意すべきである。

すなわち、児童・生徒やその保護者、来賓など教職員でない者に対する国歌の起立斉唱の義務付けは、なお、思想・良心の自由の制

約であり憲法一九条に違反することになるものと理解すべきである。

4(1) 一連の最高裁判決においては、下級審裁判所では争点となつた教育委員会による教育内容に対する介入が、教育基本法一六条(旧法一〇条)が禁じる「不当な支配」に該当するか否か、あるいは、起立斉唱命令が教師の教育の自由を侵害するかという点については何らの判断も示されなかった。

そのため、今回の一連の最高裁判決においては、国歌の起立斉唱の義務が憲法一九条には違反せず、個人の思想・良心によって教職員が起立斉唱義務を拒否することが認められないことが明らかにされたにとどまる。

したがって、今回の一連の判決によって、一〇・二三通達をめぐる数多くの紛争が解決されるものとは言えないであろう。その点でも、最高裁判所は人権の砦とし、憲法の番人としての役割を十分に果たしたとは言えない。

(2) しかし、一連の最高裁判決に付された個別意見においては、「最も肝要なことは、物理的、形式的に画一化された教育ではなく、熱意と意欲の満ちた教師により、しかも生徒の個性に応じて生き生きとした教育がなされ

ることであろう。……教育は、強制ではなく

自由闊達に行われることが望ましい」(五月三

〇日判決の須藤正彦裁判官の補足意見)、あ

るいは、「この問題についての最終解決として

は、国旗及び国歌が、強制的にはなく、自

発的な敬愛の対象となるような環境を整え

ることが何よりも重要である」(五月三〇日判

決の千葉勝美裁判官の補足意見)、「教職員の

職務命令に起因する対立であっても、これが

教育環境の悪化を招くなどして場合には、児

童・生徒も影響を受けざるを得ないであろ

う。そうした観点からもすべての教育関係者

の慎重かつ賢明な配慮が必要とされることは

いうまでもない」(六月六日判決の金築誠志裁

判官の補足意見)など、教育現場で行き過ぎ

た「国家シンボルの強制」が行われることにつ

いて強い警鐘が鳴らされていることに注意を

払うべきである。

(3) 国歌斉唱時の起立の義務付けは、「国歌」が

斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をと

ることを強制するものであつて、これは、「国

歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ

個人を統合することを強制することにほかな

らない。

国家シンボルに対してどう向き合うか、こ

合うかと関わる問題である。思想・良心の自

由だけでなく、個人の自己決定権、子どもの

学習権、教師の教育の自由などさまざまな

観点から見れば、公権力による「国家シンボ

ルの強制」が容認されることはないことは明

らかである。

また、最高裁判所にはいくつもの一〇・二

三通達関連の訴訟が係属しており、下級審

裁判所にもいくつもの関連訴訟が係属してい

る。今回の一連の最高裁判決をただなぞるだ

けの判決では「国家シンボルの強制」をめぐ

る紛争の解決が得られることはない。

最高裁判所及び下級審裁判所には、司法

による紛争の解決のために「国家シンボルの

強制」が容認できるのかという紛争の本質に

目を向けた判断を求めるものである。

二〇一二年六月二五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四二回定時総会

第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。

好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

熊本総会を終えて

熊本支部事務局長 中島 潤史

1 二〇一〇年四月一四日、弁学会合同部会本部から「二〇一二年の定時総会を熊本で行いたいので検討してほしい」との打診を受けました。熊本支部で検討し、ぜひとも受け入れようということになり、本部に「了解」と伝えました。

会場の第一候補と考えていた公共施設やその他の候補施設は二月一日にならないと予約ができないということだったので、二月まで待つことにしました。ところが、二月一日に施設に向いたところ、総会予定日における施設利用が複数の他団体と競合したため抽選となり、見事に抽選に落ちてしまいました。他の施設についてもごく抽選に落ちるなどしたため、総会まであと六カ月という時点で、会場が確保できていないという緊急事態となりました。

最終的に熊本大学の教室が使えることが分かり、なんとか会場を確保することができましたが、本当に冷や汗をかく出来事でした。

大学の教室を会場にした場合の難点は、大学正門から会場教室までの道のりが遠く分かりにくいということと、教室のイスの座り心地が悪いという点です。教室までの道のりについては、矢印を書いた案内板をいくつも用意して、参加者が迷わないように工夫しました。

2 この総会開催を引き受けるにあたって、本部から「オプショナルツアーを考えてほしい」という依頼も受けました。熊本では見所のある観光地や集団訴訟の舞台になった地域が数多くありますが、いろいろ検討した結果、ハンセン病訴訟で問題となった菊池恵楓園が会場から比較的近いこと、現在でも療養所の将来構想や菊池医療刑務所の保存などが問題となっていることから、これらの施設を見学していただくことを企画しました。

そして、これに関連する特別企画として、ハンセン病訴訟の報告を行うとともに、公害の原点で

ある水俣病の問題について報告することを企画しました。

3 総会二日目終了後の懇親会は、「城見樽（しろみやぐら）」というお店で行いました。ここは熊本城を間近に眺めながら熊本の郷土料理を楽しめるお店でした。ただ、一〇〇名以上の参加者を一つのフロアに入れることができなかったため、二つのフロアに分かれてしまいました。そこで、スカイプという無線通信システムとプロジェクトアを利用して、上のフロアの状況を下のフロアでのテクニクを披露しようと考えました。

ところが、準備段階ではきれいに映し出されていた映像が、大勢の参加者がお店に入ってきたとたんに途絶えてしまい、まったく映らなくなってしまうました。

結局、それぞれのフロアに司会を置いて、別々に進行することになってしまいました。なんとか無難に懇親会を終えることができました。

4 この総会では、東日本大震災に関連する報告が中心に行われましたが、熊本ならではの企画も用意できたのではないかと思います。気温三五度、湿度八〇%、不快指数八〇という天候も熊本ならではの天気ですが、これにこりずに今後も熊本に遊びに来ていただければと思います。みなさま本当にお疲れさまでした。